

○愛知工業大学における研究費等の不正使用に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工業大学（以下「本学」という。）における研究費等の不正使用事案が生じた場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語は、次に定めるところによる。

(1) 不正使用

法令その他本学の規則等に反する研究費等の使用をいう。

(2) 競争的研究資金

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定 令和3年2月1日改正）のガイドライン対象制度一覧に掲げる競争的研究費及び本学で管理する教育研究に関わる資金をいう。

(不正使用の疑いの告発)

第3条 教職員に研究費等の不正使用が存在すると思料する者（以下「告発者」という。）は、本学が設置する窓口へ告発を行うことができる。

2 不正使用告発に係る手続きについては、別に定める。

(不正使用に関する告発窓口及び方法)

第4条 学長は、研究費等の不正使用に関する告発受付窓口を、総務企画課とし、ホームページで公表するものとする。

2 前条に規定する窓口への告発は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会の方法により、実名で行うものとする。

3 前項の窓口は、次に掲げる業務を行う。

(1) 研究費等の不正使用に係る告発の受付

(2) 前号により受け付けた研究費等の不正使用事案の第5条に規定する審査委員会への連絡

4 学長は、第1項に加え、必要に応じて第三者機関に告発受付窓口を設置することができるものとする。

5 前項により設置した場合は、ホームページで公表するものとする。

(審査委員会)

第5条 学長は、研究費等の不正使用事案に対処するため、研究費等の不正使用審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査し、及びその処理に当たる。

(1) 告発があった事案の調査、審査及び認定に関すること。

(2) 内部監査等において研究費等の不正使用が判明した事案の調査、審査及び認定に関すること。

3 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長

(2) 工学部長

(3) 経営学部長

(4) 情報科学部長

(5) 基礎教育センター長

- (6) 大学事務局長
 - (7) 総務人事部長
 - (8) 財務部長
 - (9) その他学長が指名する者
- 4 審査委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
 - 5 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
 - 6 審査委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席により成立する。
 - 7 審査委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。
 - 8 委員長が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 9 その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。
- (予備調査)

第6条 審査委員会委員長は、第5条第2項に規定する告発等の事案があった場合は、財務部長に予備調査を実施させるものとする。

- 2 財務部長は、第1項による予備調査の実施が決定された日から、原則として30日以内に、予備調査の結果を審査委員会委員長に報告するものとする。
- 3 審査委員会委員長は、前項の報告を受けたときは、次に掲げるいずれかの手続きを行うものとする。
 - (1) 予備調査の結果において、研究費等の不正使用が存在する可能性が高いと判定された場合は、速やかに審査委員会を開催するものとする。
 - (2) 予備調査の結果において、研究費等の不正使用が存在しないと判定された場合は、告発者に対し、予備調査の結果を通知する。
- 4 審査委員会委員長は、予備調査の結果、研究費等の不正使用が存在しないと報告され、かつ、当該不正使用告発が告発者の悪意に基づくものと判明した場合は、次のいずれかの手続きを行うものとする。
 - (1) 告発者が本学の教職員又は学生である場合は、告発者の所属長に経緯等を通知する。
 - (2) 告発者が前号に掲げる者以外である場合は、学長に報告するものとする。

(本調査実施の決定)

第7条 審査委員会委員長は、前条第3項第1号に基づき開催する審査委員会において、本調査の実施を決定し、当該事案に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会委員長は、対象となる研究費等の不正使用が、競争的研究資金に係るものである場合には、当該競争的研究資金配分機関に本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 審査委員会委員長は、告発者及び被告発者（内部監査等において研究費等の不正使用が判明した場合の調査の対象となる者を含む。以下同じ。）並びに被告発者所属部局長に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
 - (1) 本調査実施の決定の事実
 - (2) 調査委員会委員の氏名・所属
 - (3) 異議申立ての受付期間・方法

(調査委員会)

第8条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 審査委員会委員長が指名する者

- (2) 当該事案に関連する業務を行う事務局の職員 若干名
 - (3) 被告発者が所属する部署の教職員 若干名
 - (4) 本学に所属しない者 若干名
- 2 前項第4号の者は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、学長が委嘱する。
 - 3 調査委員会委員の選考は、審査委員会が行う。
 - 4 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号に規定する者をもって充てる。
 - 5 調査委員会委員の任期は、当該事案について審査委員会の審査が終了するまでの期間とする。
(異議申立て)

第9条 第7条第3項の通知を受けた告発者及び被告発者は、調査委員会委員の構成について異議があるときは、審査委員会委員長に異議申立てをすることができる。

- 2 審査委員会委員長は、異議申立てがあった場合は、審査委員会において、その内容の妥当性を審査し、その結果により、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
- 3 審査委員会委員長は、前項により委員を交代させたときは、告発者及び被告発者並びに被告発者所属部局長に通知するものとする。

(本調査の実施)

第10条 調査委員会は、次に掲げる調査を行う。

- (1) 被告発者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）からの聴き取り調査
 - (2) 関係資料、会計伝票等の閲覧調査
 - (3) コンプライアンス教育状況調査
 - (4) その他調査することが合理的と判断される事項
- 2 調査委員会は、前項の調査を可能な限り事前に調査対象者に通知するものとする。
 - 3 調査対象者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
 - 4 調査委員会は、調査に当たって関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合には、調査対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置を取ることができる。
 - 5 調査委員会は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
 - 6 調査委員会委員長は、第4項の措置を取る場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に審査委員会委員長及び当該部局長の承認を得なければならない。
 - 7 調査委員会は、第4項により一時閉鎖した場所の調査及び保全された資料等の調査を行う場合には、調査対象者の所属長が指名する者2人を立ち合わせるものとする。

(調査委員会の判定)

第11条 調査委員会は、本調査の開始から、原則として60日以内に調査結果をまとめ、研究費等の不正使用の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額等について判定するものとする。

- 2 前項の判定において、研究費等の不正使用が存在すると判定したときは、研究費等の不正使用に関与した者とその関与の度合いについても判定するものとする。
- 3 第1項の判定において、研究費等の不正使用が存在すると判定したときは、被告発者に対するコンプライアンス教育の責務を負う者についても判定するものとする。

- 4 第1項の判定において、研究費等の不正使用が存在しないと判定したときは、その告発が悪意に基づくものであるか否かについても判定するものとする。
- 5 前項の告発が悪意に基づくものであるとの判定をするためには、判定の前に告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、第1項から第3項までの判定を終了したときは、直ちに全ての調査結果を、関係資料を添えて審査委員会に報告するものとする。
- 7 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに判定し、審査委員会に報告するものとする。
(審査委員会の審査及び報告又は通知)

第12条 審査委員会は、前条の報告に基づき審査し、研究費等の不正使用の存在の有無について認定し、審査委員会委員長は、その結果を学長に報告するものとする。

- 2 審査委員会委員長は、前項の結果を、次に掲げる者に通知するものとする。
 - (1) 被告発者
 - (2) 被告発者以外で研究費等の不正使用に関与したと認定された者
 - (3) 前2号の者の所属長
 - (4) 告発者
(不服申立て)

第13条 研究費等の不正使用と認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知を受領した日から起算して30日以内に、審査委員会に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項にかかわらず、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性にかかわるものである場合には、審査委員会の判断により、調査委員会に代えて、他のものに審査させることができる。
- 4 調査委員会又は前項ただし書きの調査委員会に代わるものは、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 5 審査委員会委員長は、前項の決定の報告を受けて関係者に通知するものとする。
(審査結果の報告)

第14条 学長は、前条による不服申立期間が終了した後又は不服申立てによる審査が終了し研究費等の不正使用が行われたとの認定があった場合で、対象となる研究費等の不正使用が、競争的研究資金の執行にかかわるものである場合は、告発等の受付から210日以内に当該競争的研究資金配分機関に報告する。

- 2 学長は、前項にかかわらず第11条第7項による場合は速やかに配分機関に報告する。
- 3 学長は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出することとする。
- 4 第1項の報告は、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
(公表)

第14条の2 学長は、審査委員会が不正を認定した場合は、速やかに調査結果をホームページで公表する。

2 前項の公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 不正に関与した者の所属・氏名
- (2) 所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容
- (3) 調査委員の所属・氏名
- (4) 調査の方法・手順
- (5) その他、学長が必要と認めた事項

3 前項にかかわらず、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(配分機関への調査協力)

第14条の3 学長は、当該競争的研究資金配分機関の調査に際し調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不正行為者に対する懲戒)

第15条 学長は、不正行為が認定された者（以下「不正行為認定者」という。）について、学校法人名古屋電気学園就業規則に規定する手続きをとるものとする。

2 前項の場合で、不正行為認定者が既に支出した研究費のうち、適切でないと認められる支出分については返還を求めるほか、当該不正行為認定者に対しては、指定する期間、内外の競争的研究資金を含む研究費の使用を禁止するものとする。

(責務違反の措置)

第15条の2 学長は、前条の他、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が、愛知工業大学公的研究費取扱規程第4条から第7条に定める責務を行わず、不正が発生したと審査委員会が認定した場合は、不正行為認定者に関わる者に対し、学校法人名古屋電気学園就業規則に規定する手続きをとるものとする。

(不正取引業者に対する処分)

第16条 学長は、前条による不正行為認定者と不正な取引に関与した業者に対して取引禁止措置を取り、業者に通知するとともに、学内に周知するものとする。

(守秘義務)

第17条 審査委員会及び調査委員会の委員並びに調査に関係する者（以下「調査関係者」という。）は、この規程に基づく調査及び審査により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(関係者の保護等)

第18条 学長は、告発者及び調査関係者に研究費等の不正使用告発や情報提供等を理由とする不利益が派生しないよう十分な配慮を行うものとする。

(被告発者の名誉の回復)

第19条 学長は、被告発者に研究費等の不正使用が存在しないとの認定があった場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(事務)

第20条 審査委員会及び調査委員会の事務は、総務人事部において処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究費等の不正使用に関し必要な事項は、大学協議会の議を

経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。